

# 第5章 県の取組（4年間の基本計画）

本章では、平成 28（2016）～31（2019）年度の4年間の計画期間とし、第3章の基本構想を実現するための施策を定めます。特に、第3章第2節の重点施策（概ね2030年を展望した長期的な取組）の実現に向け、本計画で速やかに取り組むべき施策で、県民等各主体の日常生活に直接的に関連するもの、また、県民等各主体間の新たな連携体制の構築に向けきっかけとなる取組を設定します。

## 第1節 廃棄物排出量等の将来推計

### 1 一般廃棄物の将来見込み

一般廃棄物の将来見込みは、平成 26 年度に実施した「廃棄物実態調査」において、平成 21 年度から 25 年度までの一般廃棄物処理事業実態調査結果の推移により、推計しました。

その結果は表 5-1-1 のとおりであり、1 人 1 日当たり排出量は、これまでの推移が減少傾向であることから、今後も徐々に減少していくと見込まれます。

再生利用率については、集団回収量が減少傾向にあること、ごみ収集量及び直接搬入量の減少に伴い直接資源化量や残さ資源化量も減少が見込まれることから、排出量に対する再生利用率の比率も減少傾向となることが見込まれます。

最終処分量については、排出量の減少等に伴い現状（平成 25 年度）より約 8%減少すると見込まれます。

表 5-1-1 一般廃棄物排出量等の将来見込み

指標		現状 (a) (平成 25 年度)	将来見込み (b) (平成 31 年度)	増減 (b)-(a)	増減比 (%) (b)/(a)
人 口		2,022,333 人	1,931 千人	▲91 千人	95.5
1 人 1 日 当 たり 排 出 量	全 体	1,050g	990g	▲60g	94.3
	生活系	726g	685g	▲41g	94.4
	うち資源ごみ を除く	656g	620g	▲36g	94.5
	うち資源ごみ	70g	66g	▲4g	94.2
	事業系	266g	251g	▲15g	94.4
	集団回収	59g	53g	▲6g	89.8
再生利用率		15.6%	15.2%	▲0.4 ポイント	
最終処分量		89 千トン	81.8 千トン	▲7.2 千トン	91.9

注：平成 26 年度の推計調査では、平成 31 年度の推計を行っていないため、前後の推計年度の値から按分して平成 31 年度の推計値を計算しました。

端数処理の都合上、合計が合わない箇所があります。

## 2 産業廃棄物の将来見込み

産業廃棄物の将来見込みは、平成26年度に実施した「廃棄物実態調査」の中で以下のとおり推計しました。

### （1）排出量の将来見込み

産業廃棄物の将来の排出量については、発生原単位及び処理形態が将来にわたり一定であると仮定して推計した経済指標等に平成25年の原単位を乗じて推計しました。

その結果、排出量は平成31年度には3,595千トン（平成25年度比97%）になると見込まれます。

業種別で見ると、電気・水道業で増加し、建設業や製造業で減少すると見込まれます。

種類別で見ると、下水道人口普及率の増加に伴い下水道汚泥の増加が見込まれることから、汚泥は増加すると見込まれます。一方、がれき類は減少すると見込まれます。

表 5-1-2 産業廃棄物の排出量の将来見込み（業種別）

（単位：千トン/年）

業種	平成25年度 排出量	平成31年度予測	
		排出量	25年度比(%)
製造業	1,065	1,009	95
電気・水道業	1,448	1,532	106
建設業	964	829	86
その他	220	227	103
計	3,696	3,595	97

表 5-1-3 産業廃棄物の排出量の将来見込み（種類別）

（単位：千トン/年）

業種	平成25年度 排出量	平成31年度予測	
		排出量	25年度比(%)
汚泥	1,826	1,879	103
がれき類	835	725	87
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	147	143	97
廃プラスチック類	138	130	94
その他	750	719	96
計	3,696	3,595	97

\* 端数処理の都合上、表中の数値が合わない箇所がある。

（2）処理量の将来見込み

将来の処理量については、現状の業種別、種類別の発生量に対する処理方法等の割合が将来にわたり一定であると仮定して推計しました。

その結果、再生利用率は減少して平成31年度には46%に、最終処分量も減少して平成31年度には101千トンになると予測されます。

表 5-1-4 産業廃棄物の処理量の将来見込み

業種	現状 (平成 25 年度) (a)	将来見込み (平成 31 年度) (b)	増減 (b)-(a)	増減比(%) (b)/(a)
排出量(千トン/年)	3,696	3,595	▲ 101	97.3
再生利用率 (%)	49	46	▲ 3	
最終処分量 (千トン/年)	107	101	▲ 6	94.8

\*端数処理の都合上、表中の数値が合わない箇所があります。

## 第2節 将来目標

本計画では、排出抑制、再使用及び再生利用による廃棄物の減量を図るため、将来見込や国の「第三次循環型社会形成推進基本計画」における目標値等を踏まえ、目標年度（平成31年度）における廃棄物の減量化の目標値を、一般廃棄物、産業廃棄物の区分毎に次のとおり定めます。

### 1 一般廃棄物の減量化の目標

#### （1）1人1日当たり排出量

本県では、人口の減少が予測されることから、ごみの総排出量も自然に減少していくことが見込まれます。そこで、目標設定にあたっては、総排出量を指標とするのではなく、1人1日当たり排出量を指標とします。

本県の県民1人1日当たり排出量は、表5-1-1（62頁）のとおり、目標年度の平成31年度には990gになると見込まれます。しかしながら全国平均より依然として高い水準であることから、本計画では国の「第三次循環型社会形成推進基本計画」の目標値を目指してごみの減量化を強力に推進していくこととします。平成31年度で913g以下を目標とします。

#### （2）再生利用率

本県における再生利用率は横ばいが続いており、全国平均よりも5%も低くなっています。今後も、表5-1-1（62頁）のとおり、集団回収量が減少傾向にあること等により排出量に対する再生利用量の比率も減少傾向となることが見込まれます。一方、国の基本方針（廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針）では、平成27年度における目標値を約25%としていたため、各主体が協力して資源ごみの分別収集の徹底や集団回収の促進に取り組み、全国平均に近づけていく必要があります。

よって、本計画では、平成31年度に再生利用率を25%以上とすることを目標とします。

#### （3）最終処分量

本県における一般廃棄物の最終処分量は、表5-1-1（62頁）のとおり、ごみの総排出量の減少に伴って減少傾向にあり、目標年度の平成31年度には81.8千トンになると見込まれます。しかしながら、一層の排出抑制と再生利用率の向上に努めることにより、目標値を79千トンとします。

表 5-2-1 一般廃棄物の減量化の目標値

指標		平成 20 年度	前計画 目標 (平成 27 年度)	現状 (平成 25 年度)	本計画 目標 (平成 31 年度)	参考 (国の「第三次循環型社会形成推進基本計画」)	
						平成 32 年 度目標	平成 12 年 度比
1 人 1 日 当たり 排出量	全体(*1)	1,129g	1,000g 以下	1,050g	913g 以下 (*2)	890g	▲25%
	生活系	770g	682g	726g	625g	-	-
	事業系	290g	257g	266g	228g	-	総量 ▲35%
	集団回収	68g	60g	59g	60g	-	-
再生利用率		15.7%	22%以上	15.6%	25%以上	-	-
最終処分量		98 千ト	80 千ト以下	89 千ト	79 千ト	-	-

\*1 計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた、事業系を含む一般廃棄物の排出量。

\*2 1 人 1 日当たり排出量は、H25～H32 の 7 年間で 1,050g から 890g まで減らすものとします (▲22.9g/年)。第二次計画の H31 年度目標は  $1,050 - 22.9 \times 6 \approx 913g$

注：平成 31 年度における将来見込値は、表 5-1-1 参照。

端数処理の都合上、表中の数値が合わない箇所があります。

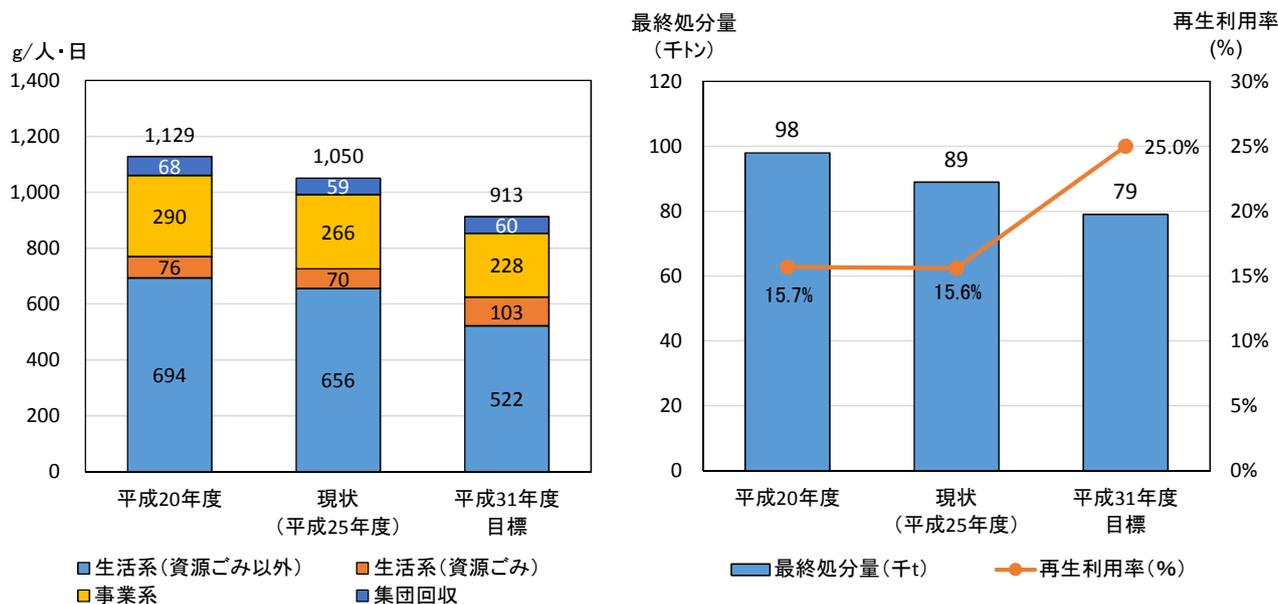


図 5-2-1 一般廃棄物の減量化の目標

**（4）1人1日当たりの生活系収集可燃ごみの排出量【新目標】**

循環型社会づくりの推進には、県民のライフスタイルの変革が不可欠であり、その成果は、日々の生活において3Rを実践することで現れてきます。

現在用いている1人1日当たりごみの排出量や再生利用率は、本県全体の一般廃棄物の排出量等を把握する指標として意義がありますが、粗大ごみや事業系の一般廃棄物なども含まれており、ごみの減量や資源の循環的な利用に向けた県民の日々実践の成果を充分反映できる目標とは言えません。

そこで本計画では、県民の日々の3Rの実践の成果を「見える化」し、また日々の実践の指針となる目標として、「1人1日当たりの生活系収集可燃ごみの排出量」を定めました。

平成25年度の県民1人1日あたりの「可燃ごみ」の排出量は583g\*で、生活系ごみ全体（726g）の約80%を占めています。「可燃ごみ」の組成（平成25年度、湿重量比）は、生ごみが33.4%と最も多く、次いで紙・布類が29.7%、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が16.2%となっており、未利用のまま焼却処分されています。

本計画の基本理念の考え方（41頁）として、「廃棄物に含まれる有用な資源をより多く回収し、資源の性質に応じた「質」の高い循環的な利用を実現します。」と定めていますが、この目標値は、県民が日常生活で実践する、マイバックの利用、食べきり・使い切り、家庭での生ごみの堆肥化、店頭回収BOXの利用、雑古紙の分別など、県民全体で実践された3Rの成果を直接的・具体的に「見える化」でき、また、事業者によるレジ袋の有料化や商品の簡易包装の取組なども間接的に反映できると考えられます。

**【新目標】県民1人1日当たりの生活系可燃ごみの排出量 = a ÷ b ÷ 365日**

a：ステーションで収集される生活系ごみのうち可燃ごみの重量

b：計画収集人口

表5-2-2 一般廃棄物の減量化の目標値（新目標）

目標	現状 (平成25年度)	本計画目標 (平成31年度)	増減量 (%)
県民1人1日当たりの 生活系収集可燃ごみの排出量	583g	464g	▲119g (▲20%)

\*（参考）平成26年度の県民1人1日あたりの「可燃ごみ」の排出量は580g。

生活系ごみ全体（727g）の約80%を占めています。「可燃ごみ」の組成（平成26年度湿重量比）は、紙・布類が33.6%と最も多く、次いで生ごみが32.3%、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が16.1%となっている（7頁、11頁）。

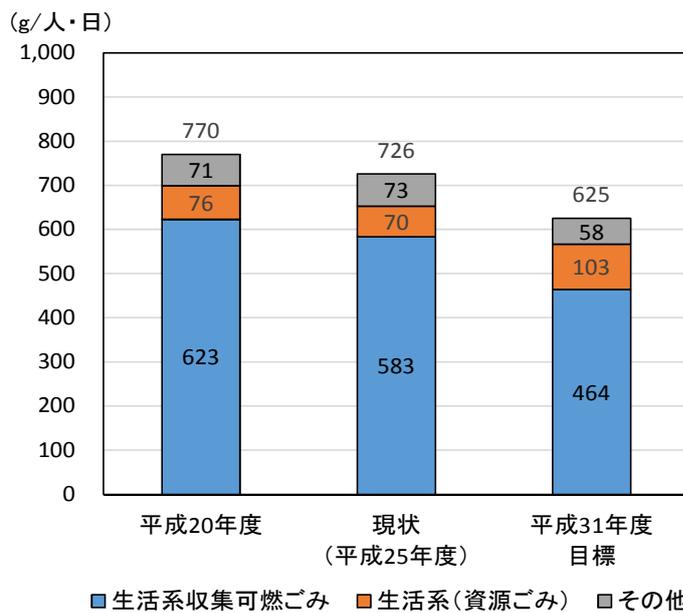


図 5-2-2 生活系一般廃棄物 1 人 1 日当たり排出量の目標

## 【コラム7】「私は、何を、したらいいの？」

(ごみの排出量を1人当たりで換算すると・・・)

県民1人1日当たりの生活系収集可燃ごみの排出量は、583g（平成25年度実績）\*です。本計画では、これを、一年に約20gずつ減らし、平成31年度までに464gまでにしようと言うのが、今回の計画で新たに設けた目標です。

\*目標設定後に公表された平成26年度実績では、580gとなっています。

## ■1人1日当たり20gのごみを減らすと……

県民1人1日当たり20gの可燃ごみを減量した場合、人口200万人として計算すると、1日で約40tのごみを減らすことができます。

これは、家庭から排出される可燃ごみの約7万人分が減量されることとなります。

また、県内の市町村では、1日当たりの処理能力が、10t未滿の焼却炉から150tを越えるものまで様々なものが設置されていますが、焼却能力が40t/日の焼却炉1基分に相当する可燃ごみが減量されることとなります。

そして計画期間の4年間では、1日当たり238t、約51万人分の可燃ごみが減量されることとなります。

## ■10gのごみって、どれくらい？

計画では、毎年度、1日当たりの排出量を約20gずつ減らすことを目標としています。

それでは、目安としてその半分の10gのごみは、どれくらいの量なのでしょうか。

また、どのようにすれば10gのごみを減らすことができるのでしょうか。

例えば、

○台ふきにティッシュペーパーを使わない。

→10枚の節約で10g（ティッシュペーパー2枚重ね1組約1g）

○名刺サイズの紙でも雑古紙に分別する。

→10枚の分別で10g（名刺1枚約1g）

○マイバッグを持参する。

→レジ袋の辞退1枚で10g（約40cm×約50cmのレジ袋1枚約10g）

○マイ箸を持参する。

→割り箸の辞退2膳で10g（割り箸1膳約5g）

などが考えられます。

\*数値等の一部は、「前橋市一般廃棄物処理基本計画」を参考にしました。

## 2 産業廃棄物の減量化の目標

### （1）排出量

排出量は、表 5-1-2(63 頁)及び 5-1-3(63 頁)のとおり、下水道の普及に伴う下水道汚泥の増加が見込まれるものの、これ以外の産業廃棄物は減少していくと予想されることから、平成 31 年度は全体として平成 25 年度よりもわずかに減少すると予測されます。

しかしながら、現状（平成 25 年度）の排出量は、前計画の目標値を大きく上回っており、前計画の目標水準を達成することがまず必要と考えます。

よって、本計画における平成 31 年度の排出量は、3,500 千トン以下とすることを目標とします。

### （2）再生利用率

再生利用率の高い建設業の処理量が減少すると予測されるため、再生利用率は表 5-1-4(64 頁)のとおり、今後減少していく見込となっています。

しかし、焼却による廃棄物の減容から再生利用への転換を図ることにより、再生利用率を向上させる余地があると思われま。

よって、本計画における平成 31 年度の再生利用率の目標を前計画と同じ 53%以上とします。

### （3）最終処分量

最終処分量は、表 5-1-4(64 頁)のとおり、目標年度の平成 31 年度にかけて減少していき、約 101 千トンになると予測されます。

最終処分場の確保は困難な状況が続いていることから、最終処分量を更に減少させる必要があります。

よって、本計画では、前計画の目標水準を維持することとし、平成 31 年度に最終処分量を 84 千トン以下とすることを目標とします。

表 5-2-3 産業廃棄物の減量化の目標値（畜産系を除く）

指標	平成 20 年度	前計画目標 (平成 27 年度)	現状 (平成 25 年度)	第二次計画目標 (平成 31 年度)
排出量	3,497 千トン	3,500 千トン以下	3,696 千トン	3,500 千トン以下
再生利用率	46.9%	53%以上	49.0%	53%以上
最終処分量	95 千トン	84 千トン以下	107 千トン	84 千トン以下

注：平成 31 年度における将来見込値は、表 5-1-4(64 頁)参照。

### 3 バイオマスの活用の推進

本県におけるバイオマス活用の基本的な取組方針と利用率等の目標を示した「群馬県バイオマス活用推進計画」（平成24年3月策定。以下、「バイオマス計画」という。）では、基本目標として、平成33年度までにバイオマス全体の利用率（炭素換算）を81%まで高めることを目指すものと定めています。

また、前計画では、平成27年度までにバイオマス全体の利用率（炭素換算）を80%以上に高めることを目標としており、現状（平成26年度）では、いずれも目標達成に近づいています。

しかしながら、生活系生ごみ及び事業系生ごみのバイオマス利用に着目すれば、ほとんどが焼却処分時の廃熱利用によるものです。

本計画では、生ごみの発生の抑制を図ったうえで、飼料化・堆肥化等、より「質」の高い循環的な利用により、バイオマス計画の目標の達成を目指すものとします。

また、県内において、未利用材を主たる燃料とした木質バイオマス発電施設の整備計画が進められており、需要の増加が見込まれる燃料用チップの安定供給体制を整備し、原料となる低質材の利用を促進する必要があります。このため、製紙・燃料用のチップの製造施設整備を支援するものとします。

表 5-2-4 燃料用チップ・ペレット生産量の目標値

目 標	現 状 (平成22年度)	実 績 (平成26年度)	目 標 (平成31年度)
燃料用チップ・ペレット生産量の 目標値（千m <sup>3</sup> /年 素材換算量）	0	21	110